

関連する帝国議会質疑等

■現行皇室典範と旧皇室典範

▼現行の皇室典範の位置づけ

* 1 昭和 21 年 12 月 7 日 衆・皇室典範案委員会 3 頁

- 金森徳次郎国務大臣 (旧) 皇室典範は、憲法といわば並行しておるような関係になつておりました、議会等は全然これに、関係することができない、ちようど国の中に二つの掟の系統がありまして一方は皇室典範、一方は憲法というふうに判然としたる境があるようなふうになつておつたのであります、その後を受けまして、今回の憲法におきましては、法律をもつて皇室典範を定めるというふうになりますので、そこに考へ方が根本的に非常に違つているわけであります、

* 2 昭和 21 年 12 月 17 日 貴・皇室典範案特別委員会 2 頁

- 金森徳次郎国務大臣 皇室典範と憲法との関係と云ふものは、現在の法律の中に於きましても色々な学説上の疑問がある訳であります、併し今回の改正憲法の下に於きましては、そこに根本的な考の差が現れて居りまして、所謂国法一元化と申しまするか、憲法を以て成文法中の最高のものとして、其の外には是と対立するものを認めないと云ふ原理が含まれて居るものと思ふ訳であります、… 皇室典範は憲法に基く所の法律案として提出するのである、即ち憲法附属的のものとして考へて居ります

▼現行の皇室典範が規定している事項

* 3 昭和 21 年 12 月 5 日 衆・本会議皇室典範案第一読会 6 2 頁

- 吉田 茂国務大臣 只今上程になりました皇室典範案についてその提案の理由を説明いたします。

政府は臨時法制調査会の答申を基礎といたしまして、皇室典範案を立案い

たして、ここに本会議に提案するに至った次第であります。改正憲法の第二条には「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」とあり、また第五条には「皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。」とあるのであります。本案は、この皇位継承と摂政に関する事項を中心といたしまして、これに密接な関係のある事項を規定しております。

■皇位継承制度に関する現行の皇室典範制定時の考え方

〔1〕皇位継承資格を男系男子に限るとしたこと

▼皇位継承資格を男系男子に限るとした理由

* 4 昭和21年12月5日 衆・本会議皇室典範案第一読会 67頁

- 金森徳次郎国務大臣 女性の天皇を認めざることについての御質疑でありましたが、これはだいたい先ほど申し上げました所と同じことになるわけであります。天皇が女性であることをこの典範が認めなかつたことは、配偶者がおありになるとか、或は御権能の関係とか、そういうような著想から来ておるわけではございません。だいたい日本の基本の考え方が、男系によるということにつきまして、過去において例外がなかつたのであります。男系によるということが何故に正しきや否やということの論議は、相当にむづかしいことであると存じますし、今後とも深き研究を要するものと思ひますが、現在においては、男系ということ、動かすべからざる一つの日本の皇位継承の原理として考えております。

* 5 昭和21年12月11日 衆・皇室典範案委員会 25頁

- 金森徳次郎国務大臣 なぜ女性の天皇をこの皇室典範が認めないのか、…日本の皇室が常に男系の原理を認めておつて、未だかつて男系たることに一つの例外をも置かなかつたということであり、何故に男系にのみ継承権を認めて、女性には継承権を認めなかつたかということ、まずはつきり考えて見なければならぬと思ひます、このいろいろな社会的事項を研究しております学問を少しばかり覗いて見ますと、古代におきましては、女帝に重きを置くという思想もあつたと思ひます、それが日本の古代のことは幾分

茫漠としてわかりませんが、歴史のわれわれに正確に教えて呉れる範囲内におきましては、常に男系を尊重しておつたという所に、相当注意をしなければならぬと思うのであります、これに対しまする学問的な見解は、今日必ずしもはつきりしていませんのであります、これを真に掘り下げて、明らかなる点までもつて行かなければならぬと思ひますけれども、これはなかなか一朝一夕にはできかねることと存じまするが故に、まずこの辺の所は、今日の段階におきましては、かくあるもの、従つてかくあるべきものとして扱つて諸般の制度を考えて行く外にしようがないと思うわけでありまして、

* 6 昭和 21 年 12 月 16 日 貴・本会議皇室典範案第一読会 84 頁

- 金森徳次郎国務大臣 女子に皇位継承の資格を認むるかどうかと云ふことになりまして、実は幾多の疑惑が起つて来るのでありまして、男系でなければならぬと云ふことはもう日本国民の確信とも言ふべきものであらうと存じます、又歴史は一つの例外をも之に設けて居りませぬ、此の点を守ると致しますると、何故に男系を尊重し女系は此の継承の範囲に置かないかと云ふことの問題が現れて参りまして、此の問題を的確に結論を作つて行きますると、自然現象の女子たる方が皇位継承を為さるることが適當かどうかと云ふ論点に多くの研究問題を提供することになる訳でありまして、例へば其の見地から女子の御継承を認めますると、それから先に男系の皇統が流れ出すべき余地が止りまするので、其処に一つの論点が考へられます、さう致しますると、御系統の最後の順位を考へたならば宜いではないかと云ふことになりまして、其の順位の問題になりまして、最後の所に持つて行かないで、近親主義の原理を尊重致しますると、もう少し前の方にあつても宜いではなからうか、斯う云ふやうな疑惑が起り、其の継承の順位を男女平等に置くべきものであるか、それとも或系統の末端に於て之を認むるべきものであるか、或は又全体の皇位継承者の範囲の最後の所に置くべきものであるかと云ふやうな疑問も起つて来まするし、其の外一々申上げ兼ねまするけれども、可なり多くの問題を提供するものでありまするし、

* 7 皇室典範の制定経過（昭和 37 年 4 月 憲法調査会事務局 34 頁）

我が国肇国以来の万世一系と申しますのは男系に依るものでありまして、此のことは歴史上に於きましても客観的事実 … 女系に依る皇位継承は認め難いということが部会の結論でありました。従つて女系を認めざる以上は、仮に女帝を認めましても其の子孫が皇位を継承されることは不可能でありますから、単に女帝の御一代だけ本系の継承者たる男子に依る皇位継承を繰延べたに過ぎないという結果になるのであります。事情斯くの如くであり

ますると共に、他面改正憲法の所謂男女同権の原則というものは、国民に遍く適用せられるのでありますが、日本国の象徴たる地位という特殊性に依る特例は当然予想し得られるものと解し得るのでありまして、皇統を継承するものは男系の男子に限るという従来原則を堅持することの結論に達して居る次第であります。

* 8 昭和21年12月5日 衆・本会議・皇室典範案第一読会 64頁

- 金森徳次郎国務大臣 わが国の過去の歴史におきましては、女帝がおわれましたこと十代でありまして、人数にして八人の御方があつたわけでありませう。その点から顧みますると、女性の天皇を戴くことも理由あるがごとくに考へらる筋はございませうけれども、それらの十代の女性の天皇の御位にお即きになりました諸種の事情を考えてみますると、多くは特殊な場合、たとえば男の方がお即きになるべき順序でありながら、そのしばらくの間を充たすためといふことが大部分であつたのでありまして、いろいろの学問上の研究を聞いてみますると、大体本格的な筋合ではない、一時の便宜に依るものであるというふうに言われております。

* 9 昭和21年12月11日 衆・皇室典範案委員会 25頁

- 金森徳次郎国務大臣 八人にして十代のその女帝が、どういうわけでおなりになつたということを考えて見ますと、… どれを見て行きますと、ほんとうに当然の意味において継承せられたる形跡がないのであります、そう考へて行きますと、たしか皇室典範義解でありましたか、注釈が加えてありますように、これは一時の権宜であつて祖宗の常憲にあらず、常の規則ではない、こう示されている所に理由があるように思ひました、これは多分男系ということと組み合わされ、そののちには御系統が生じて行かないという所に何か関係があるものではないかと思つております、つまりこれだけの疑惑を起しまして、なお深く掘り下げて女帝を認むるがよいか悪いかという議論に移るわけでありませうが、

* 10 昭和21年12月5日 衆・本会議皇室典範案第一読会 67頁

- 金森徳次郎国務大臣 その（男系の）原理を重じて行きますと、どうしても先にちよつと仰せになりましたけれども、男系の御子孫という所を逐うて行きますと、結局女性の天皇を考えますと、その後において系統の行き途がない、皇位継承の範囲がそこにおいて尽くるということになります。しかもそれを他のどういう順位の男性の方と比べて優劣をつけるかというような問題になりますと、かなり困難なる問題が起るのであります。

て、この点は今後なお十分の研究を重ねて、さうして誤りなき、的確な結論を得る方がいいと思うのでありまして、今日なおその時期が至っていないわけでございます。

* 1 1 昭和 2 1 年 1 2 月 1 1 日 衆・皇室典範案委員会 2 6 頁

- 金森徳次郎国務大臣 それから先なかなか困難なる問題が伏在しておりまして、一つの考え方一仮に女帝を認むるといたしましても、今のように後継ぎが自然の系統において起つて来ないのでありますから、そういうことを考えますと、女帝の継承の順位をどこに置くか、男子と同じような普通の順位に混ぜて女帝を考えるのがよいか、それとも一つの血統のしまいの所で、やむを得ず女帝をお認めするという考えがいいか、それとも皇位継承者の範囲の全部を見渡して、その最後の所に女帝をお置きするがいいか、こういう順位の問題が起つて、なかなかこれはわれわれ微力であると言え言えるのでありますが、いろいろな角度から適当にきめますということは容易ではないと思います、

* 1 2 昭和 2 1 年 1 2 月 1 1 日 衆・皇室典範案委員会 2 6 頁

- 金森徳次郎国務大臣 もしも男子に優先的な地位を認むる、つまり皇統が連続して起ることを予見いたしますれば、どうしても男子に優先的な継承順位を認めなければなりません、そういたしますれば男子尽きて初めて女帝に及ぶわけでありまして、となりますと、そういう場面を予想するという事は、今日の情勢ではなかなかありそうもないのでありまして、竹の園生は相当の男子を包含してあるのであります故に、今この際女子を考えますことは一種の抽象的な理論討究に終るような気持がございまして、すぐにこの制度をはつきりきめなくてもいいという考えが起つてきます、

* 1 3 昭和 2 1 年 1 2 月 1 6 日 貴・本会議皇室典範案第一読会 8 3 頁

- 幣原喜重郎国務大臣 女子に皇位継承の御資格を認めない、理由に付ての御尋でありましたが、此の点は極めて重要な問題でありまして、幾多考慮を要する面倒な問題も含んで居ります、頗る慎重なる考慮を要する問題でありまして、事実問題と致しましては、差当り男系の男子たる皇胤が断絶すると云ふ虞がないのであります、従つて此の際従来の原則を改めて、女子の方に皇位継承の御資格を認めることを規定することは、少くとも其の時機ではないと考へたのであります、

* 1 4 昭和21年12月5日 衆・本会議皇室典範案第一読会 64頁

- 金森徳次郎国務大臣 両性の平等という見地からこれを認めますことは、決して理由なしとは考えられないのではありますけれども、大体が男系ということをも根本にいたしておりますために、女性の天皇が御位にお即きになりますと、それから先の男系の子孫ということを考えることが困難であります。故に、その点でいわば皇位をお継ぎになる方が行詰りになるというような懸念も直観的に一理屈ではありませんが、直観的にさような考えも出て来る余地があるわけでありまして、他の一面から申しますと、女帝を認めますにつきましても、それは順序の関係におきまして、男性の方が順序の中におわしまさぬ場合に、恐らく考えらるると思ひまして、しかしてさような場合は、およそ見透します所、容易に起り得ないことのように考えますので、これらの諸点を考え合わせますと、今日の現状におきまして、直ちに女性の天皇の制度をはつきりと認めますことには、なお相当研究の余地を残しておるものと存じます。そこで現段階におきましては、現行の皇室典範の成立についての研究の結果を一応受け継ぎまして、これらに関する特別なる規定を設けていないわけでありまして、なお今後の研究によりまして、十分論究を進めて参りたいものと考えております。

* 1 5 昭和21年12月5日 衆・本会議皇室典範案第一読会 71頁

- 金森徳次郎国務大臣 女性天皇を認めるや否やということにつきましても御論旨は、よく傾聴をいたしました。たびたび申し上げておりますように、この問題に関しましては、考うべき幾多の点が存在しておりますので、それらのすべての角度から考えまして、最も妥当なる結論を得ることを努めておるのでありますけれども、現段階、すなわちこの典範を議院に提出いたしますその段階におきましては、原案のごとき程度よりほかに適當なるものを見出さなかつた、こういう趣旨でございますから、事柄に対して、まだ結論的なものをもつてゐるわけではございません。

* 1 6 昭和21年12月11日 衆・皇室典範案委員会 26頁

- 金森徳次郎国務大臣 要するに女帝につきましても、過去の男系ということをも尊重する根本の原理を探求して、それからまた歴史の上に現われましたのが、恐らく変態とのみ言われ得るような場合のみであるということをも考えまして、さらに皇位継承の順位を考える時に、相当困難なる問題が湧き起つて来るのでありますし、また女帝を認めますことによつて、皇族の範囲などにつきましても非常に考えなければならぬ幾多の場面が附属して起つて来ます、それらをこの貴重なる制度の中に認めますためには、よほど根本的

なる研究をしなければなりません、今日五月三日までにぜひとも完備いたしまする立場から言うと、これは将来の問題に残して、萬遺漏なき制度を立てることが、われわれの行くべき道であろう、こういうふうを考えまして、つまり結果におきましてはこれが規定の表面に現われなかつた、こういう次第でありまして、決して疎かに考えておるわけではありません

* 17 昭和21年12月12日 衆・皇室典範案委員会 37頁

- 金森徳次郎国務大臣 根本には、結局男系ということ尊重する根源の理由というものにつきまして、相当深く掘り下げませんければ、確実にして安全なる結論はできないのでありまして、私どもはその点をも一つの重要な点として、問題を今後の研究に残しておくわけでありまして、… つまり各方面の識者の意見等をも探究し、十分掘り下げませんと、妥当なる結論ができないわけでありまして、そこでこの間も申し上げましたように、今まだそういう情勢に特に差し迫られておる実際上の理由はないと思っておりますから、従つてその点をもつと深く研究をしたい、こう申したわけでありまして、仰せになりましたような点は、もとより今後の研究の一つの大きな論点としてとり上げべきものと思っております

* 18 昭和21年12月12日 衆・皇室典範案委員会 44頁

- 金森徳次郎国務大臣 日本の国民全体の結合体である国というものの中心たる地位を、象徴たる地位を、順次交替して御担任になるという、そのことはどういう原理によつてそれを解決したらいいかと言へば、もうほかによるべきものはございませぬ、われわれ国民が何千年の間にかくありと考へておつた、その原理の線を追うてものを考へて行くよりしようがないと言へば、その基本の原理というものは歴史的な存在の中にそれを発見しなければならぬということにならうと思ひます、… この歴史的なる事実の中に中核として存在してをります所の本当の原理を発見をいたしまして、その原理が結局憲法第一条及び第二条に予想している所の国民の意思となつて来るものと思ふわけでありまして、そこで問題になりますのは、歴史的な事実は一通りわかつておりますが、その歴史的な事実の中に、中核の原理として擱まへ得るものは何を擱まへ得るか、それが問題となるのでありまして、この委員会におきまして始御議論を受けておりますが、実はその点でありまして、誰も歴史は否定しない、しかし歴史にはいろいろな夾雑物があり、また補正すべきものがありますから、その中核のものをなんとかして擱もうという共同の努力でありまして、… 歴史の中に、まづ確定不動として安心して行けるものを発見して行くにはどうするか、これは日本においては男系というこ

とは一点の疑いなく確保されております、そういたしますと、男系ということはまづ擁護しなければならぬのではなからうか、そういうふうに考えます、所が、女帝ということになると、どうかといえば、百二十何分の十という約七、八分に近い例外でありまして、よほどよく考えてその利害得失を見て行かなければならぬ、こういうふうに考えておりまして、その研究も若干は試みたのでありますけれども、かような急角度の社会変化の場合におきまして新たなる皇室典範の御制定を願うような時には、なかなか右から左にそう安心のできる確定不動の原理はできません、そこでやむを得ずこの皇室典範の案のごとき所に止めたのでありまして、いろいろな御趣旨につきましていいとか悪いということの決定的な批判を加えているわけではありません、憲法の認めております両性の基本的なる平等とかいうような思想と組み合せて、始終考えて行かなければならぬことはもとよりと思っております、… 女帝を認むべきものではなからうかという考え方は、多くの方々の頭の中に一応湧き起つておると思いますが、またそういう考えが湧き起ることは、これは国民の意思によつて事物が研究されて行く現在の段階において、適当なことと思っております、けれども認めるようなものではなからうかという考えと、はつきり認めるといふ考え方との間には、若干の差がありまして、その点にはなお研究を要する問題が挟まれておるのではないかというのが、私の立場

* 19 昭和21年12月11日 衆・皇室典範案委員会 26頁

- 金森徳次郎国務大臣 もとより十分なる研究をいたしまして、正しい結論が出ますれば、それに従うべきことは言うまでもないと考えております
(松本七郎議員の「今後この問題を検討した結果、男系に限る必要がないということがはつきりした場合に、それから改正してもいいというようなお考えがおありでございますか」という質問に対する答弁)

▼ 女性の皇位継承を可能としてはどうかとする制定時の議論

* 20 昭和21年12月5日 衆・本会議皇室典範案第一読会 71頁

- 井上 赳議員 私は文化国家の建設という面から、女子天皇を考えたいのであります。殊にわが国に出現されました女子天皇の、輝やかしき御功績というものは、歴史の上に歴々たるものがあるのであります。特に推古天皇が、聖徳太子をして文化国家の基礎をおかしめられた。あの当時、朝鮮の経営にしばしば失敗を重ね、内には閥族闘争の跋扈が重なりまして、ま

ことに国運の危うかつた時であります、よく内治を革新し、外交を振興し、文化を政治の基盤として、芸術の香りのゆかしい飛鳥文化を築かれたのであります。これは今日われわれ国民の三思し、学ぶべき所と思うのであります。爾来大化の改新といいましても、絢爛たる奈良、平安の文化といいましても、總てその源流基礎は推古文化であつて、その延長拡充にほかならなかつたと私は信ずるのであります。このほか、続く皇極天皇、その時に大化の新政の幕が切つて落された。或は持統天皇には暦文化の功績が長く残つておる。或は元明天皇は奈良の都をお定めになつて、その時代に古事記の編纂、風土記の選進とかいつた、空前不朽の文化が残つておるのであります。続く元正天皇の時代に、日本書紀がつくられ、或は養老の律令が編纂されたのであります。かくのごとく、女子の天皇とわが国の文化、殊に文化の源流というものは、切つても切れない関係にある。こういう位置にあるのであります、こう考えます時、われわれは文化国家の象徴として、女子天皇の出現はまことにふさわしいものがあるように感ずるのであります。しかのみならず、わが国は永久に戦争を放棄いたしまして、あらゆる軍備を撤廃することを憲法において宣言したのであります。従つてこの平和国家の象徴として、女子天皇の出現すべき可能性を、この際法規の上に残しておくということが、この宣言の誠実な実践の第一歩として、私は国際間にも一大好感をもたれるのであらうと確信するものであります。

* 2 1 昭和 2 1 年 1 2 月 1 1 日 衆・皇室典範案委員会 3 0 頁

- 武藤常介議員 この女帝の問題をわが国の国家の歴史から考えてみて、相当再検討の必要があるのではないかと考えるのであります、… いよいよ平和国家、文化国家の建設ということになりますと、これらの点はまたおのずから違つて参ります、わが国の歴史を考えてみます時に、あの奈良朝といふその他の場合といふ、女帝の場合にわが国の文化が燦然として興つたという例もないではありません、かようなことを考える時に、この場合に女帝を排斥するという事は、これはよほど考え直さなければならぬではないか、こういうふうを考える

* 2 2 昭和 2 1 年 1 2 月 5 日 衆・本会議皇室典範案第一読会 6 6 頁

- 及川 規議員 他に重大なる支障の存せざる限り、男女平等の原則は、国の象徴たる皇位の継承においても尊重されねばならぬと信ずるものであります。皇室は、新憲法において天皇が象徴となられたことにより、一層国民の儀表たるの地位を高めたものであります。従つて皇室は、すべての点において範を国民に垂れさせられ、真に国民憧れの中心とならるべきものと思う

のであります。憲法に折角樹立せられた男女平等同権の原則が、まず皇室典範において破られておるということは、遺憾のきわみであります。

* 2 3 昭和 2 1 年 1 2 月 5 日 衆・本会議皇室典範案第一読会 6 6 頁

- 及川 規議員 象徴たる地位が、男子特有の能力を要するならばまた格別、天皇の行為はすべて内閣の助言と承認とによるのであつて、概して儀禮的、形式的行為であるが故に、女帝において著しく困難もしくは不可能ということは、あり得ないのであります。摂政となられることは、現に本案も予定しておるのであり、摂政となり得る以上、皇位に即かれぬということは、あり得ないと思うのであります。

* 2 4 昭和 2 1 年 1 2 月 1 1 日 衆・皇室典範案委員会 2 5 頁

- 松本七郎議員 どうして女子の継承権を認めないかということであり、わが国の歴史にも女帝の例はありますし、また新憲法から考えても、当然女子の継承権を認むべきであろうと思うのであります、女帝を認めるとその婚姻とか或は配偶者の地位というようなことに関する取扱いに不便があるという論には確かに一理はありますが、これ等の実際的な不便などは別に大したことではないのであります、新憲法においては、天皇の大権はごく形式的なものに限られており、天皇は象徴に〔ほか〕ならないのでありますから、女子の継承権を排斥すべき理由は何等認められないのであります、この際むしろ新憲法の精神を積極的に活かして、女帝を認むべきものであると私は考えるのであります、この点をまずもう一度お答え願いたいと思います

* 2 5 昭和 2 1 年 1 2 月 1 6 日 貴・本会議皇室典範案第一読会 8 0 頁

- 佐々木惣一議員 日本国憲法に依つて、所謂其の点に付て従来の伝統とか、従来の国民感情と云ふものは、もう此處でそれに囚はれる必要のないと云ふことになつて居るのであります、特に男子に限ると云ふ所の帝国憲法の規定を止めまして、さうして其のことは問題としてないと云ふ風になつて居るのでありますから、此の日本国憲法下に於きましては、所謂従来の感情とか伝統とか云ふやうなことは兎に角問題にならない、要するにそれは何れにするにしても、即ちさう云ふことに囚はれずに其の問題を考へなければならぬ… 私は其の場合には、矢張り今度新たに施行せられます所の日本国憲法其のものの精神と云ふものに即して此の問題を矢張り考へなければならぬ、… 女子は女子であると云ふこと其のことに基いて、唯女であるからと云ふそれが理由で、皇位に即くと云ふことを否定さるべき理由があるかどうか、と云ふことを考へて見ますと、私は是は獨り日本国憲法下のみでなく、一

般に私はさう云ふ理由はないと従来から思つて居つたのであります、… 即ち日本国憲法其のものの精神と云ふものに即して考へて見ますと、此の皇位継承の資格に女子を否定すると云ふことは、どうも理由がないのぢやないか、斯う云ふ風に私は思ふのでありまして、固より私は従つて女子にも皇位継承の資格を認めた方が、此の日本国憲法下に於ては宜いと云ふ、さう云ふ考を持ちます

* 26 昭和21年12月5日 衆・本会議皇室典範案第一読会 66頁

- 及川 規議員 もとより象徴たる御地位に鑑みて、無条件に民法的原則が採用されるべきであるとは考えておりません。象徴であり、また諸種の儀禮を掌られる関係から、皇位はでき得る限り男子が継がることは望ましいことでもあります。しかしながら親等のきわめて遠い皇族男子が、継承の順位に当る如き場合において、もし前天皇に内親王があらせられるならば、この親等の最も近い嫡出の内親王が、まず皇位に即かれることは、自然の感情にも合致し、正当のことと思われるのであります。

* 27 昭和21年12月12日 衆・皇室典範案委員会 37頁

- 酒井俊雄議員 女帝を男子の皇族が一人もなくなつた場合に考えるのは、これは考えないのにひとしいと、われわれは思うものであります。男子の皇族が一人もなくなつた場合には、恐らくこの典範も改正されて、その場合には当然問題なしにやはり皇室の御胤である一皇胤である所の内親王、或は女王の方が皇位に即かるというようなことは当然予測されるのでありますから、女帝を認めるとすれば、皇族男子が尽きてから、その後にもつて来て認めるとすることは、私は意義がないと考えます。そういう立場から、… 直系を重んずる上から、近親を重んずる上から、男女平等の民主主義の建前の上から、ぜひ女帝を私どもは認めたい、… かかる意味において金森國務相のお考え、さらに構想を練られる御用意ありや否やということ伺いたい

* 28 昭和21年12月5日 衆・本会議皇室典範案第一読会 70頁

- 井上 赳議員 庶子は認めない、また第十一条以下によつて皇族の身を離れる方が多くなる、こういうことになりますと、これが民主主義当然の帰結であるにいたしましても、他面これがために起り得る皇統の万一ということに際しまして、その御安泰を期すべき積極的方途を講ずる遠謀深慮が大事だと私は信ずるのであります。こういう観点からいたしまして、わが皇統を一方民主主義の点に照らして皇族の方々の範囲が縮小されるとともに、一方には、しかし皇統を安泰ならしめるという立場から、あらかじ

めこれに対して十分の考慮をめぐらす必要がある、こういう観点から考えました時に、私は女子の天皇の御即位を一まず認めておくといふことが、将来の皇統の安泰を期する上に、きわめて大切なことではなかろうかと思うのであります。この点お考えを承りたいと思ふのであります。

* 29 昭和21年12月11日 衆・皇室典範案委員会 30頁

- 武藤常介議員 この女帝を排する場合に、皇位の継承に行詰まりを来すようなことがあるのではないか、… だんだんこの世の推移と共に種々なる場面が展開して参ります、そういう場合に或は女子の皇位ということを排斥したために行詰まりということがないとも限らないと存するのであります、かような点から考えてみまして、軽率に女帝を排するといふことは、これはよほど今一考を要するのではないか、

〔3〕永世皇族制を採るが、実情を踏まえて皇族の範囲を定めることができるとしたこと

▼ 永世皇族制を採るが、実情を踏まえて皇族の範囲を定めることができるとした理由

* 30 昭和21年12月5日 衆・本会議皇室典範案第一読会 69頁

- 金森徳次郎国務大臣 親王及び内親王を二世にしたいということは賛成であるけれども、しかし王、女王としての御地位が、永久に続くのであるということはどうであらうか。それを五世程度に限定することが適当ではなからうかという御質疑でありまして、これは恐らくはお考えの方向に、正しきものが幾多含まれておると思うわけでありまして、しかしながらこれを具体的に何世までとはつきりきめますことは、ものごとの弾力性をはかりまする上に、かなり不便が起ろうと思うのであります。極く淡白に申しあげますと、皇族の範囲が、非常に多くおいでになるということにも、一つの好ましき理由があります。しかしながらこれが多きに過ぎることにも、好ましからざる点がありまして、要するに皇位の継承及び摂政ということを組み合わせて、その御範囲を考えなければなりません。しかしこれが非常に複雑な姿をもっているものでありまするが故に、形式的に規定をもつて限定をするということは、避けている次第であります。

* 3 1 昭和 2 1 年 1 2 月 1 1 日 衆・皇室典範案委員会 2 8 頁

- 金森徳次郎国務大臣 皇族の範囲を、五代なら五代にはつきり限るというふうに、過去の大寶令がきめましたやうな行き道をいたしますと、実際の経験に徴しまして、それでは困るといふ場面もまた起るかも知れぬのであります、この血統の続き工合というものは一概には理屈が立ちませんで、それがために皇位継承の範囲が不足したということになつてはまた一大事だと思ふのであります、そういう所を調節して行きますのは、その時その時の実情を念頭においてどちらの面から見ても支障のない所で調節して行かなければならぬといふふうに考えられるのであります、そこでこの皇室典範におきましては、形式的にきちんとそれをきめませんで、皇族が身分をお離れになるような場合が予想されておりました、しかもそれは御自身の御意思によらない場合もある、十一条第二項のごときものも規定せられましたので、そういふ制度の運用によつて、行き過ぎもなく、行き足らずもないように調節しようといふふうに考えたわけでありまして、なかなかこれを形式的にきちつときめまして、何代まではということにいたしますと、かえつてそこに逆の保障作用と申しまするか、まあ昔の言葉でいけば皇族の範囲が御繁栄になり過ぎるといふ場面も起るかも知れない、そういうことを考えて起案をいたしておるわけでありまして

* 3 2 昭和 2 1 年 1 2 月 1 9 日 貴・皇室典範案特別委員会 1 頁

- 金森徳次郎国務大臣 十一条の規定を設けたことは成る程現在の典範よりも皇族の身分を離れられる範囲が広まつて居ります、広まると云ふことには相当の理由があるのでありまして、元来皇位継承の趣旨に顧みまして、皇族の範囲を定めまするに付ては、余りに其の範囲が広くならないやうに注意することが正当 であると存じて居りまして、例へば現在の有様は、明治の皇室典範の決定に拠つて居る訳でありますけれども、併し過去の色々な沿革をも踏襲して居ることと考へて居りまするが、御参考に供しました所の皇統譜の略のもの等を見ましても、今から六百五十何年、凡そ七百年前からして、御分れになつて居る方と云ふのが、当然に皇族の範囲としておいでになるのであります、詰り斯様な考へ方は、如何にして適当に調節することが出来るかと云ふことを相当深く考へる必要があると思ふのであります、従つて今回の典範に於きましては、皇族の範囲は永世皇族の原理を執つては居りまするけれども、併し今の皇位継承の正統なる範囲を越えて、皇族の方が多く御在りになると云ふことの不適當なる場合のあることを考へまして、皇族の身分を離れる場合を拡張致した訳であります、

* 3 3 昭和21年12月11日 衆・皇室典範案委員会 28頁

- 金森徳次郎国務大臣 典範の建前といたしましては、皇族の範囲というものにはある程度の制約があるということを前提にいたしておきます、今回親王の範囲を二代に限つた、親王の四代という制度を二代に縮めたということは、気持の上においてはさような感じを現わしてゐる露骨なる言葉ではございません、すなわち皇位を御継承になることについて密接に係のある方は二代である、四代ではないという暗示を出しておきました、その気持はこの典範の中に現われておるのであります。

▼ 皇族の範囲を皇室典範で明確に限定すべきであるとする制定時の議論

* 3 4 昭和21年9月10日 貴・帝國憲法改正案特別委員会 10頁

- 村上恭一議員 茲ニ於テ皇族ノ範囲ヲ適當ニ限定スルコトガ必要デアリマス、従前ノ如ク、皇室ニ御生レ遊バサレマシタ御方ハ、嘗テノ天皇ヨリ百世ノ御末裔ニ至リマスル迄モ皇族デアルト云フ、所謂百世皇族ノ原則ハ、皇室ノ繁榮ノ為ノ原則トシテハ固ヨリ結構デアリマスルガ、茲ニモ亦相当ナ疏通ノ途ガナクテハナラヌト考ヘラレマス、… 要スルニ皇族ノ範囲ト云フ課題ニ付キマシテ、政府ハ如何ナル見解ヲ持ツテ居ラレルノデアリマセウカ、… 私ノ見ル所ヲ以テシマスレバ、当然新シイ皇室典範ヲ以テ規定サルベキモノト思ハレルノデゴザイマス、ニモ拘ラズ先ニ当委員会ニ配付ヲ受ケマシタ新シイ皇室典範ノ要目ニハ、唯皇位継承ノコトト、摂政ノコトトガ挙げテアルダケデアリマス、其ノ他ノ事項ハ一切掲ゲテアリマセヌ、ソコデ是ガ私ノ疑問トナルノデゴザイマス、

* 3 5 昭和21年12月5日 衆・本会議皇室典範案第一読会 68頁

- 酒井俊雄議員 皇族の御身位につきまして、親王及び内親王を四世まで現行典範では認めておりましたのを、二世に限りました。民主主義の原則を貫ぬく立場から私どもこれに賛成をいたすものであります。一方それ以下は王、女王となられるのでありまするが、この王、女王は際限なく子孫に伝えられるのでありまするが、かかる時は非常に皇族の数が殖える場合が予想されるのでありまして、日本の過去の歴史上から見ましても、非常に皇族の数が殖えまして、皇族乱れ、中には皇族の尊貴を乱すというようなことも生じて、困った場合があつた歴史上の事実がございます。かかることを予想いたしまするとともに、なお民主主義の大原則を貫ぬく建前から、五世以下は皇族の限りにあらず、五世をもつて限りをつけたらどうかと私どもは考えるのでありまするが、政府におかれて、かかる考えはお持ちにな

らないかどうかということをお伺ひする次第であります。

〔４〕非嫡出子を皇族としないとしたこと

▼ 非嫡出子を皇族としないとした理由

* 36 昭和21年12月11日 衆・皇室典範案委員会 30頁

- 金森徳次郎国務大臣 庶子の問題につきまして、いろいろ考えなければならぬ点がある、すなわち万世一系ということに重きをおきますれば、その竹の園生の豊かさを確保いたしまするために、庶子にも皇位継承を認むるというようなこと、従つて庶子も皇族であるというふうにすることが理由ありとする論拠は十分考えられる … ただ現段階まで来て、人間の心持ちが何を道義としておるかということをはつきり見きわめますと、今日において皇室に庶子がある、その庶子が皇位継承の当然の範囲に入るといふふうにいたしますることが、どうも国民の意識にぴつたりと来るであらうかどうか、寧ろ逆に両性の平等というようなことの憲法の精神等も汲みとりますと、遺憾ながら庶子は皇位継承者の範囲外にありとする考え方の方が、国民精神の狙い所に合しておるのではなからうか、こういうふうと考えておる次第であります

* 37 昭和21年12月11日 衆・皇室典範案委員会 31頁

- 金森徳次郎国務大臣 現在の皇室の皇統と申しまするか、御系図をよく現在の姿において理解いたしまする時、庶子を認むる必要は容易に見受けられないというような結論を得たわけでありまして、それらの考えから庶子を皇族の外におくという考えになつた

〔６〕皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れるとしたこと

- ##### ▼ 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れるとしたとした理由

* 38 昭和21年12月9日 衆・皇室典範案委員会 10頁

- 金森徳次郎国務大臣 この皇室典範が、女性の皇族の地位につきまして、男性の皇族の場合と幾分異なる規定をしておることは事実でございます、今御指摘になりましたような問題（「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる、」ということ等）も、自然その一つの現われとして出ておるわけでありまして、これは非常にわからない問題を澤山含んでおりますが … 結局日本の皇位継承につきまして女帝を排除した理由如何ということに根源があるわけでありまして、… この男系主義を認めますと、その影響がいろいろな部分に現われて来ることはやむを得ぬのでありまして、